



携帯電話分野に関する意見交換会 総務省説明資料

令和3年2月22日
総務省

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律※(2019年5月10日成立・5月17日公布)が2019年10月1日に施行。

※衆・参ともに全会一致で成立。

改正法による措置

移動電気通信役務について、携帯電話事業者・販売代理店に対して、以下の規律を設け、公正な競争を促進。

① 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信役務の締結を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供等を禁止

② 行き過ぎた囲い込みの是正

- 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止

※ このほか、販売代理店の届出制度の導入及び事業者・代理店の勧誘の適正化に係る措置も実施。

禁止行為の具体的な内容

(従来)通信料金を原資とした過度な値引き・キャッシュバック(例:10万円端末の0円販売等)



禁止される「利益の提供の内容」

→ 端末代金の値引きの上限 2万円 等

(従来)4年縛り契約、違約金9,500円



禁止される

「契約の解除を不当に妨げる提供条件の内容」

→ 期間拘束は2年まで、違約金※の上限 1,000円

期間拘束ありプランとなしプランの値差170円/月 等

※ 違約金とは、期間拘束のある契約を解除する場合に支払いを要する金銭。

- ・モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律(2019年5月17日公布)が同年10月1日に施行。
- ・対象役務は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)
- ・対象事業者は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(合計24者)及び販売代理店

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進。違反した場合は業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限
(先行同型機種 of 買取価格を下回ることも不可。)
- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
→ 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末
→ 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
→ 最終調達から2年で半額までの利益提供可、
→ 製造中止から12か月で半額まで、24か月で8割までの利益提供可

※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供についても同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
- 期間拘束契約の違約金の上限 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供の義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択可能
 - ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
 - ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

通信契約と端末のセット販売

利益提供の規律適用
(2万円の値引き上限)

※ ドコモ、KDDI、ソフトバンク等の利用者への端末販売

規律の対象

利用者

セット販売

端末単体販売

利益提供は自由
(2万円の値引き制限なし)
例: 量販店のSIMフリー端末販売

規律の対象外

利用者以外

端末単体販売

規律の対象外

セット販売と端末単体販売

同条件であれば利益提供は自由
(2万円の値引き制限なし)

例: NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの端末購入サポートプログラム

スマホおかえしプログラム (NTTドコ)

開始時期 : 2019年6月1日
対象 : 回線契約者
回線契約者以外※1
プログラム利用料 : なし
買換要件 : なし

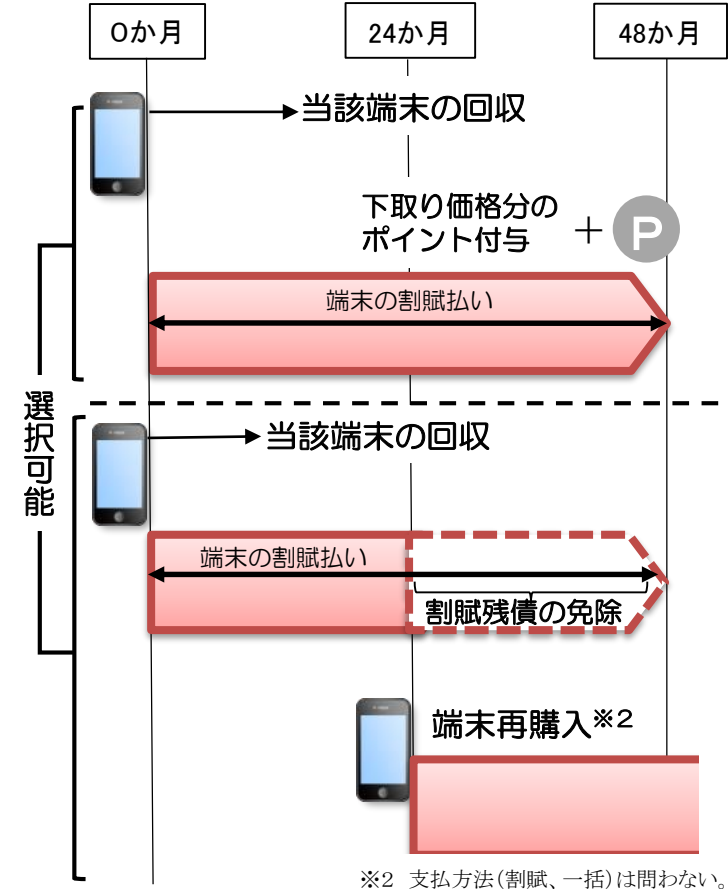
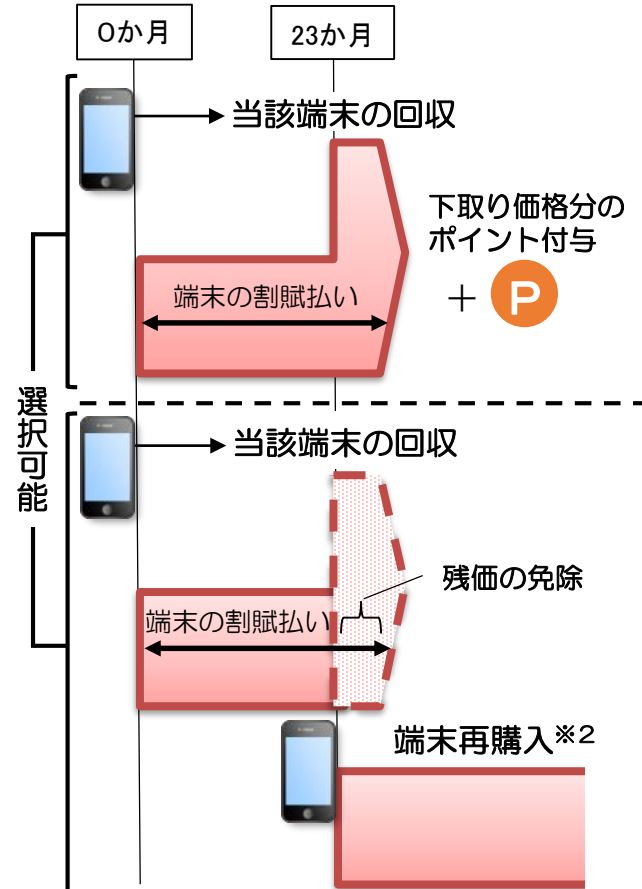
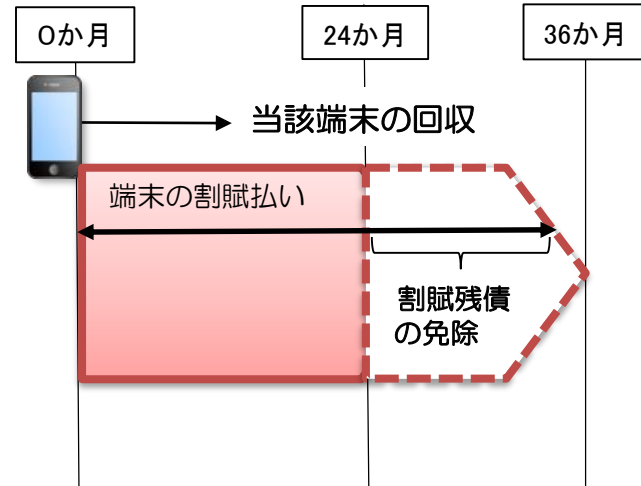
※1 2020年3月18日より開始

かえトクプログラム (KDDI)

開始時期 : 2020年2月21日
対象 : 回線契約者
回線契約者以外
プログラム利用料 : なし
買換要件 : なし
(残価免除の場合には、
端末再購入が必要)

トクするサポート+ (ソフトバンク)

開始時期 : 2020年3月27日
対象 : 回線契約者
回線契約者以外
プログラム利用料 : なし
買換要件 : なし
(残債免除の場合には、
端末再購入が必要)



※2 支払方法(割賦、一括)は問わない。

1. 基本的な考え方

- 携帯電話は生活必需品となり、国際的に遜色がない水準で国民・利用者にとって分かりやすく納得のできる料金・サービスの実現が必要。
- 総務省は、モバイル市場における公正な競争環境を確保するため、以下の事項を強力に推進。
- 携帯電話事業者においても、公正な競争環境の下、各自の経営判断に基づき、不断の取組みを行うことが期待される。

2. 具体的な取組み

〔第1の柱〕 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現

利用者の理解を助ける

- ア 過度に複雑な料金プランやサービスは、利用者の正確な理解や適切な選択の妨げ。
- イ 公正な競争は、利用者が料金やサービスの内容を理解できることが前提。

- ① 改正事業法の着実な執行(通信料金・端末代金の完全分離)【本年秋に指針改正】
- ② 誤解を与える表記の是正(「頭金」問題等)【年度内に調査し、是正】
- ③ 消費者の一層の理解促進(ポータルサイト構築)【年内に構築、順次拡充】
- ④ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化【引き続き実施】

〔第2の柱〕 事業者間の公正な競争の促進

多様で魅力的なサービスを生み出す

- ア ネットワークの使用料(接続料等)は、MVNOによる料金設定を左右。適正性の十分な確保が必要。
- イ MNO間の公正な競争環境の整備が必要。

- ① データ接続料の一層の低廉化(3年間で5割減)【年度内検討開始】
- ② 音声卸料金の一層の低廉化【来夏までに検証結果公表】
- ③ 周波数の有効利用の促進【本年度中に検討開始】
- ④ インフラシェアリングの促進【引き続き実施】

〔第3の柱〕 事業者間の乗換えの円滑化

乗換えを手軽にする

- ア 公正な競争には、現に加入している契約に過度に縛られずに乗り換えられる環境の整備が重要。
- イ 過度な期間拘束や引き留め、コスト負担、固定と携帯のセット割引等による過度な囲い込み等の課題が指摘。
- ウ スイッチングコストを低下させるための取組が必要。

- ① 改正事業法の着実な執行(過度の期間拘束の禁止)【四半期毎に進捗を管理】
- ② 番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備【来年度より指針施行】
- ③ キャリアメールの持ち運び実現の検討【年度内に検討】
- ④ SIMロック解除の推進【今秋以降、検討の場を設置】
- ⑤ eSIMの促進【来夏までに指針を公表】
- ⑥ 固定と携帯のセット割引等の検証【今秋以降実施】

3. 今後の進め方

- 公正取引委員会や消費者庁と協力するとともに、今後の電波の割当ての際に上記2. の取組みを審査し、条件の実施状況を着実に検証する。
- モバイル市場の競争状況については、毎年検証し、必要に応じて、取組の見直しや追加的な対策を取りまとめる。

- ① **携帯電話業界における「頭金」の表示や端末購入価格に関する注意喚起**
(2020年11月10日総務省・消費者庁連名で報道発表)【アクション・プラン 第1の柱②誤解を与える表記の是正】
- ② **「リユースモバイル事業者認証制度」第1号事業者の認定**
(同年11月13日 古川政務官来賓あいさつ)【アクション・プラン 第1の柱④中古端末を含めた端末流通市場の活性化】
- ③ **「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の開催**
(同年11月24日報道発表)【アクション・プラン 第2の柱③周波数の有効利用の促進】
- ④ **「スイッチング円滑化タスクフォース」の開催**
(同年11月26日開催)【アクション・プラン 第3の柱②番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備、
③キャリアメールの持ち運びの実現の検討、④SIMロック解除の推進、⑤eSIMの促進】
- ⑤ **「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」の開催**
(同年12月9日開催)【アクション・プラン 今後の進め方】
- ⑥ **改正「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」の公表**
(同年12月18日報道発表)【アクション・プラン 第3の柱②番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備】
- ⑦ **携帯電話ポータルサイト(暫定版)の公表**
(同年12月21日報道発表)【アクション・プラン 第1の柱③消費者の一層の理解促進】
- ⑧ **第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の策定**
(2021年1月12日報道発表)【アクション・プラン 今後の進め方】
- ⑨ **データ接続料の精緻な算定に向けた要請**
(同年2月9日実施)【アクション・プラン 第2の柱①データ接続料の一層の低廉化(3年間で5割減)】

① 携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起(概要)

7

令和2年11月10日

総務省

消費者庁

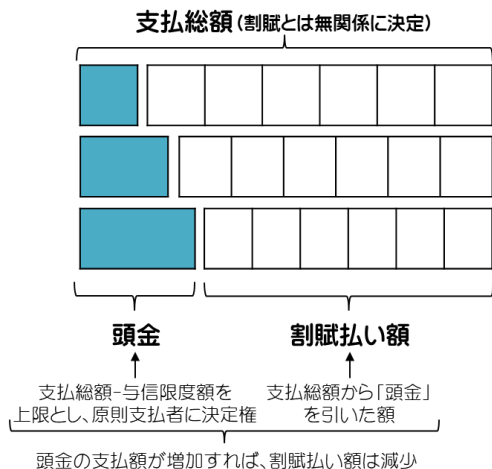
携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起
～携帯電話端末の購入を検討している方へ～

ポイント

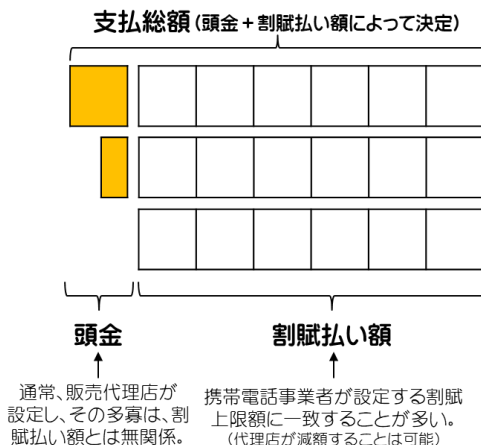
- ☑ 携帯電話業界では他業界と異なり、あらかじめ定められた「割賦払い額」の上乗せという意味で「頭金」という用語が用いられている場合があります。「頭金」がどのような意味で用いられているか注意しましょう。
- ☑ 「頭金0円」が殊更に強調された広告にはお気を付けください。「頭金」の減額により、他店より携帯電話端末が安くなるとは限りません。
- ☑ 携帯電話端末の販売価格は店舗ごとに異なります。支払総額の多寡をよく確認した上で購入しましょう。

一般的な「頭金」と携帯電話業界における「頭金」の用法の差異（模式図）

一般的な頭金



携帯電話業界における頭金



「頭金0円」の訴求イメージ

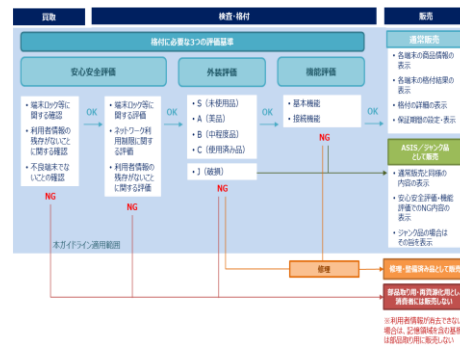


- 通信料金と端末代金の完全分離を踏まえ、端末流通の多様化の動きが見られる。
- 中古端末の一層の流通促進を図るため、中古端末の安心・安全な流通を促進するための**民間事業者団体による認証制度の取組の支援や、中古端末のSIMロック解除の促進等に取り組む。**

リユースモバイルガイドライン (リユースモバイル関連ガイドライン検討会)

初版 (2019年3月8日公表)

- 中古端末の外装についての**格付基準**(5段階)を規定
- 中古端末内の**利用者情報の処理方法**を規定
- **法令遵守等**について規定 (古物営業法等)



改訂版 (2019年11月28日公表)

- **バッテリー状態の確認・結果の表示**を推奨。
- 販売後の不払等による**ネットワーク利用制限についての保証**を、動作保証とは別につけることを推奨。
- リファビッシュ品(メーカ等の修理品)について中古端末取扱事業者が**確認・表示すべき事項**(メーカ保証の有無等)等を明示。
- **事業者間取引用の詳細な格付基準**を整備(5段階→11段階)

リユースモバイル事業者認証制度 (リユースモバイルジャパン)

- ガイドラインに適合しているか等について認証
- 外部有識者等による**審査委員会による審査**(実地の確認も実施)

委員長: 新美 育文(明治大学名誉教授)

委員: 北 俊一(野村総合研究所)、
西村 真由美(全国消費生活相談員協会)、
長田 三紀(情報通信ネットワーク)、
栗津 浜一(リユースモバイル・ジャパン)

- **2年間の更新制**(更新審査あり)
- **2020年4月15日より受付開始し、同年11月13日、日本テレホン、携帯市場、ソフマップ及びブックオフコーポレーションの4社を第1号認証事業者**して認定



■ 審査基準

- ☐ 「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか
- ☐ 会社概要(リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等)
- ☐ 社内における統制環境を整備し、管理体制が整っているか

※ 商品化センター(本社)、代表直営店(直営店がある場合のみ)、代表FC店(FC店がある場合のみ)のそれぞれの拠点が対象

- 新型コロナウイルス感染症を一つの契機に、「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後いっそう進んでいくことが見込まれる。
- そのような中、**新たに懇談会を開催**し、1 電波利用の将来像、2 デジタル変革時代の電波政策上の課題、3 デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討を行い、**令和3年夏頃のとりまとめ**を目指す。
- 本懇談会のとりまとめ結果を踏まえ、**令和4年の電波法改正**(電波利用料の見直しを含む。)を行う。

デジタル変革時代の電波政策懇談会

【主な検討内容】

- 1 電波利用の将来像
- 2 デジタル変革時代の電波政策上の課題
 - ・周波数有効利用の検証及び割当ての方策
 - ・無線ネットワークのオープン化・仮想化への対応
 - ・電波資源拡大のための技術革新の促進
(周波数の共用・高周波数帯の開拓等)
 - ・深刻化する自然災害への対応
 - ・ワイヤレス人材の育成 等
- 3 デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策
 - ・2025年度末及び2030年度末までの帯域確保の目標設定
 - ・電波利用料の在り方
 - ・電波の監理・監督に関する制度の在り方 等

検討スケジュール (想定)	2020年 11月	12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
デジタル変革時代の電波政策懇談会	第1回 11/30 ●	第2回 12/23 ●	第3回 1/22 ●	第4回 2/22 ●	●	●	●	●	●
	検討課題案	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	ヒアリング	論点整理	報告書(パブコメ)案	報告書とりまとめ	
		←-----→ (パブコメ)						←-----→ (パブコメ)	

- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(10月27日公表)に基づき、事業者間の乗換えの円滑化に資する取組について集中的かつ専門・技術的に検討を行うため、「競争ルールの検証に関するWG」の下に「switching円滑化タスクフォース」を設置する。

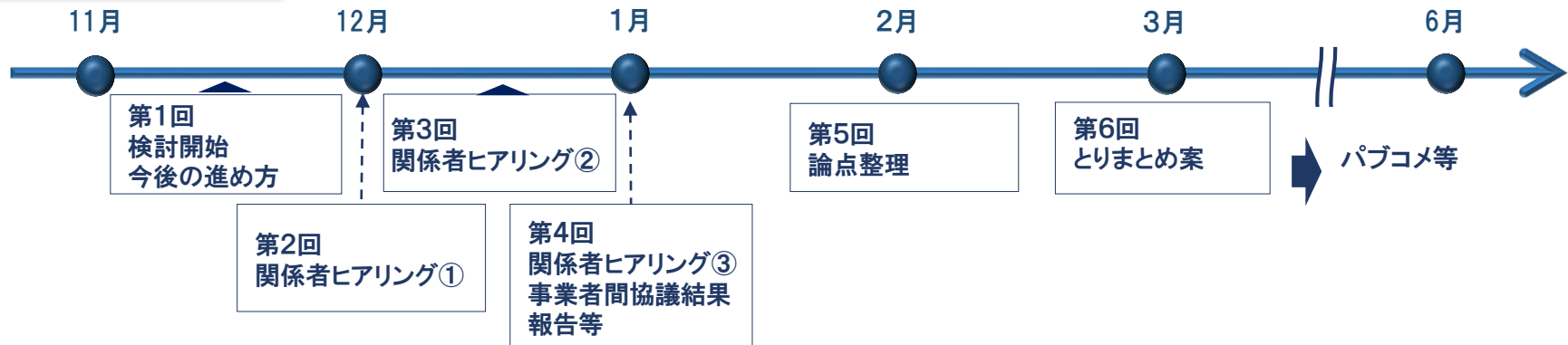
主な検討課題

- ① eSIMの促進
- ② SIMロック解除の一層の推進
- ③ キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討
- ④ MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討
- ⑤ その他switchingの円滑化に係る課題

【switching円滑化タスクフォース構成員】

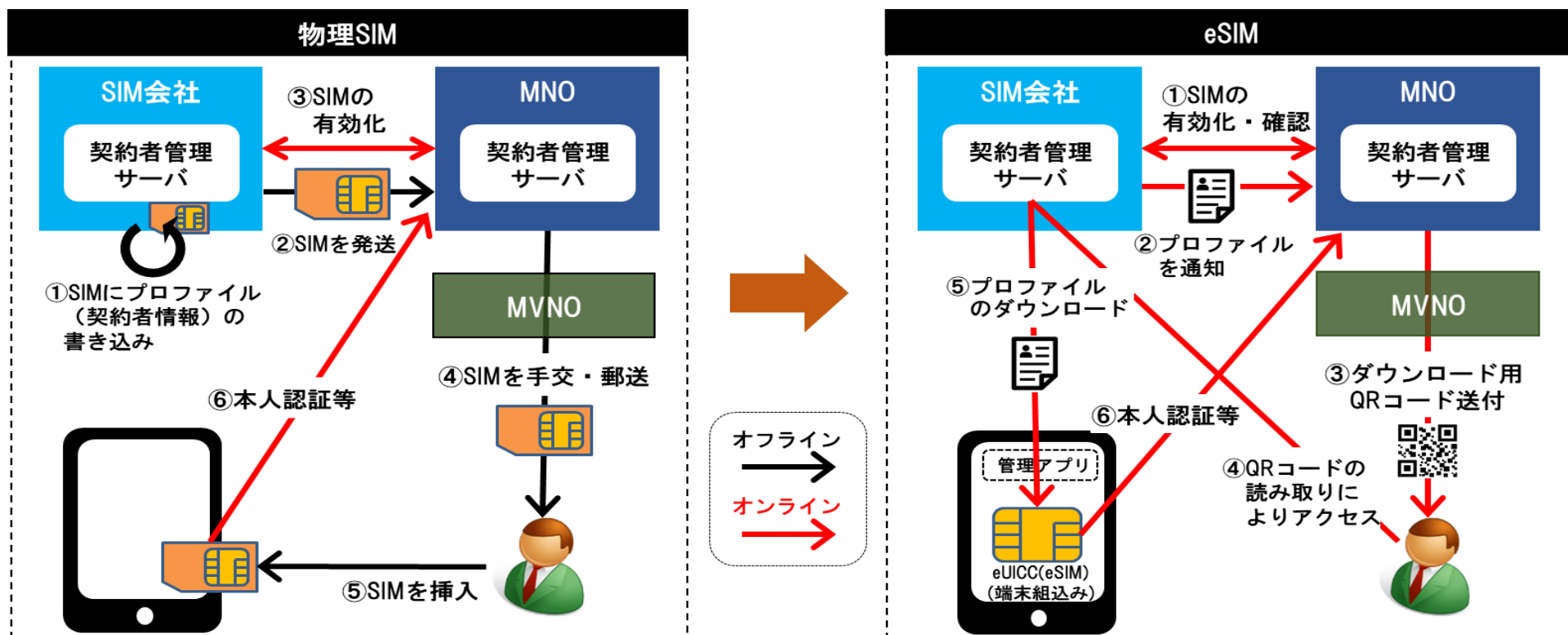
林 秀弥(主査)	名古屋大学大学院法学研究科 教授
内田 真人	早稲田大学基幹理工学部 教授
鳥越 真理子	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 上級セキュリティコンサルタント
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
西村 暢史	中央大学法学部 教授
横田 英明	株式会社MM総研 常務取締役 研究部長

スケジュール(想定)



※ 「競争ルールの検証に関するWG」に、適宜のタイミングで報告を行う予定。

- eSIMについては、利用者による事業者の乗換えの円滑化や海外旅行者等の利便性の向上に資するものであるが、現時点では楽天を除くMNO3社や多くのMVNOでは、スマートフォン向けにeSIMを提供していない。
- スマートフォン向けのeSIMの早期導入の際のポイント
 - MVNOがMNOとできる限り同等な時期に提供できるようにすること
 - オンラインでの本人確認を行うこと
 - 物理SIMと同等のセキュリティを確保する仕組みであること
- スマートフォン向けeSIMの提供を、MNO・MVNOができる限り同等な時期に、かつ、早期に導入を図る。

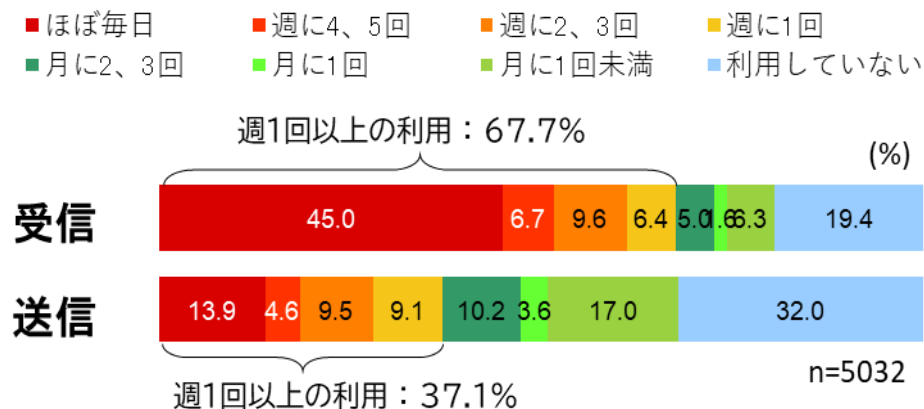


- SIMロックは、事業者の乗り換えや海外渡航時の役務利用に際しての制限を設け、利用者の利便を損なうものであり、また、乗り換えのコストを押し上げることにより、競争を阻害するもの。
- 今なお設定している一部の事業者は、割賦代金を支払わない等の行為を防止するためと主張しているが、あくまで事業者都合に基づくものであり、大多数の購入者にとっては、不要な手間や不便が課されるだけのもの。

	現行のルール・各社対応状況 (「SIMロック」の <u>一部解除義務</u>)	新しいルール(検討中) (「SIMロック」の <u>原則禁止</u>)
考え方・原則	<原則> 「SIMロック」が<u>かかっていることが前提</u>。 <考え方> 「SIMロックを<u>解除しなければいけない場合</u>」を規定。 具体的には、不払いリスクのないことが確認できた場合 (例:一括払い、クレジットカード分割払いに応じた場合等) ① <u>該当の場合に</u>、購入者からの<u>申出に応じて解除</u>する義務。<u>(購入者の申出が必要)</u> ② <u>それ以外の場合は解除不要</u>。	<原則> 「SIMロック」を<u>かけることを原則禁止</u>。 <考え方> 「SIMロックを<u>かけることができる場合</u>」を限定。 具体的には、(左記例のように)不払いリスクのないことが確認できない場合 ① <u>該当の場合のみ</u>、かけることが<u>可能</u>。 ② <u>それ以外の場合は、事業者の責任・負担において解除する義務</u>。<u>(購入者の申出は不要)</u>
各社対応状況	①端末「購入時」の対応 ・NTTドコモ <u>「申出無し」解除(対応済み)</u> ・KDDI 「申出に応じて」解除 ・ソフトバンク 「申出に応じて」解除 ②端末「購入後」の対応 ・NTTドコモ 「申出に応じて」解除 ・KDDI 「申出に応じて」解除 ・ソフトバンク 「申出に応じて」解除	①端末「購入時」の対応 ・NTTドコモ <u>「申出無し」解除</u> ・KDDI <u>「申出無し」解除</u> ・ソフトバンク <u>「申出無し」解除</u> ②端末「購入後」の対応 ・NTTドコモ ・KDDI ・ソフトバンク 「<u>申出無し</u>」解除の実現策について検討中

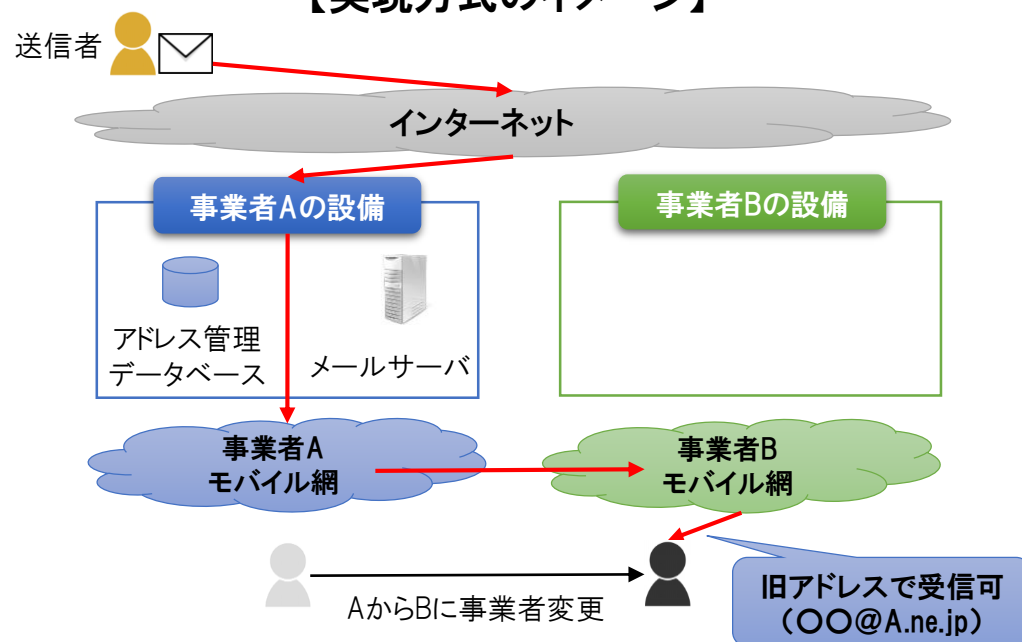
- キャリアメール(例: docomo.ne.jp)については、携帯事業者が提供する信頼性の高いサービスとして位置付けられており、現在でも送受信ともに、一定程度のニーズが認められる。
- キャリアメールの持ち運びを実現する際のポイントは、以下の通り。
 - 利用者に対して過度な負担や手続を課さないものとすること。
 - MNO3社において、できる限り共通の方式に統一すること。
 - MVNOを含めた他事業者にオープンかつ公平な仕組みであること。
 - サービスの拡張性・発展性のあるものとすること。
- 「持ち運び」前の事業者がメールボックス等を管理する方式により早期実現を図る。

【キャリアメールのニーズ調査】



※キャリアメール利用に関するWebアンケート(総務省調査)

【実現方式のイメージ】



※送信の場合は、矢印の向きが逆転

- MNP手続の更なる円滑化を図るため、MNPを移転先事業者における1回の手続で完結できるワンストップ方式の実現に向けて、その実施方式(※)を検討中。

※ 移転元利用者の情報の入手・確認について、新たに共通システムを構築する方式や既存システムに機能を追加する方式をMNO/MVNO等において検討

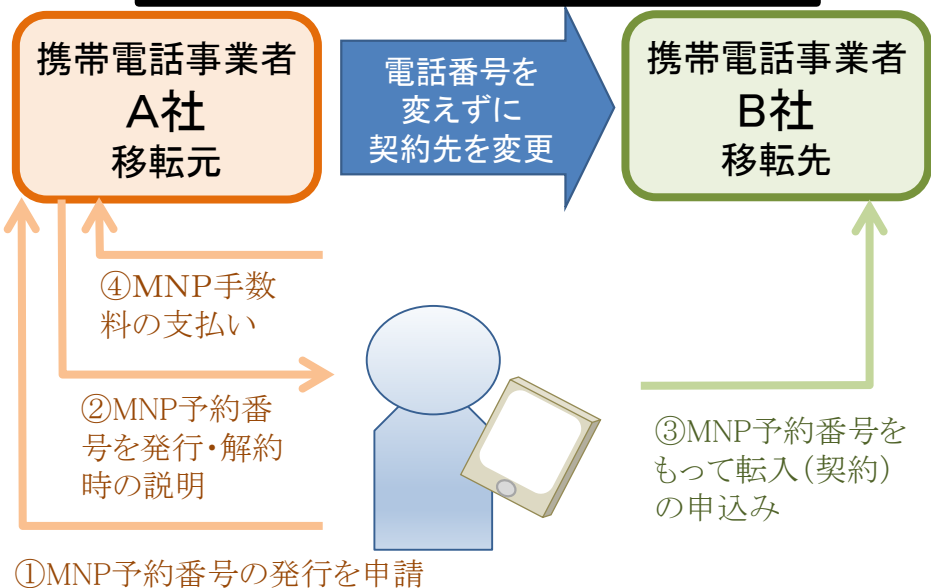
- ワンストップ化を実現する時期については、以下の意見がある。

- ① 1年程度の準備・検討により早期に実施すべきとの意見(楽天、MVNO)
- ② R3.4.1以降のツーストップ方式の改善状況を見極めて実施すべきとの意見(MNO 3社)

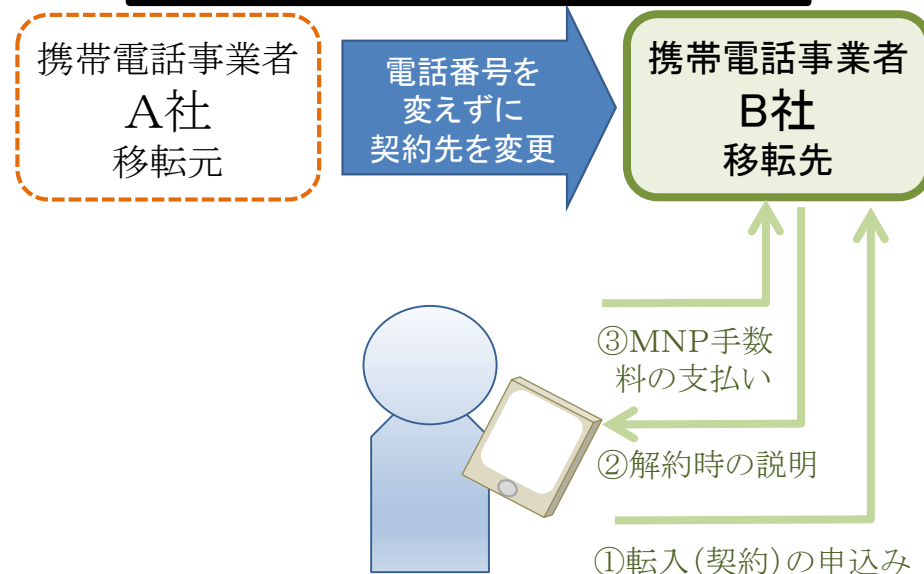
- 今後、以下の点も踏まえ、上記の具体化に向けた検討を実施していく予定。

- ・米・仏等の先進諸国においてもMNPのワンストップ化を実施
- ・国内の電力の小売り等において、ワンストップでの事業者乗換えが実施

ツーストップ方式(現行)



ワンストップ方式



- 携帯電話が国民の生活必需品となる中、家計負担の約4%を占める携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、総務省、公正取引委員会及び消費者庁が連携・協力し、モバイル市場の健全な発展に向けた取組を強力に推進することを目的として、「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」（以下「二大臣会合」という。）を開催。（2020年12月9日に第1回会合を開催）
- 二大臣会合の下に、3省庁等の局長級職員で構成する共同検討チームを設置し、検討事項に関する進捗状況の共有、新たな課題への対応方針の調整等を行い、適宜、二大臣会合に報告を行う。（同チーム第1回会合は、二大臣会合第1回会合と同日に合同開催。第2回会合は12月24日に開催。）



携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合

構成員

- ・ 総務大臣
- ・ 内閣府特命担当大臣（公正取引委員会、消費者庁担当）

主な検討事項

- ① 事業者間の乗換え及びプラン・ブランド間の変更の円滑化
- ② 消費者による合理的な選択の促進
- ③ その他必要と考えられる事項

共同検討チーム

構成員

- ・ 総務省総合通信基盤局長
- ・ 公正取引委員会事務総局経済取引局長
- ・ 消費者庁次長

検討事項に関する進捗状況の共有
新たな課題への対応方針の調整 等

適宜、報告

異なるブランド・料金プラン間の乗換えに係る手続き等の見直し

16

- 11月27日の総務大臣会見後、12月3日、NTTドコモが新たなプランを発表。また、12月9日の二大臣会合開催後、KDDI及びソフトバンクはメインブランドからサブブランドへの乗換えに必要な手続きや手数料の見直しを発表。

			変更 申込	番号移行 手続き	番号移行手 数料支払い (例:3,000円)	SIMロック 解除手続き	SIMロック 解除手数料 支払い(注1) (例:3,000円)	違約金 支払い (最大9,500円程度) (注2)	乗換え先 での契約 手続き(注3)	契約事務 手数料 (例:3,000円)
NTTド コモ	ギガ プラン等 ↓ ahamo (注4)	店頭	—	—	—	—	—	—	—	—
		Web	○	—	—	—	—	—	—	—
KDDI	au ↓ UQmobile	店頭	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降	○→× 済	— (注5)	— (注5)	○→× 済	○→× 21年夏以降	○→× 済
		Web	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降 (注6)	○→× 済	— (注5)	—	○→× 済	○→× 21年夏以降	○→× 済
ソフト バンク	ソフト バンク ↓ Y!mobile	店頭	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降	○→× 21年3月	○→× 21年夏以降	○→× 21年夏以降	○→× 21年3月 (注7)	○→× 21年夏以降	○→× 済 (注7)
		Web	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降	○→× 21年3月	○→× 21年夏以降	×	○→× 21年3月 (注7)	○→× 21年夏以降	○→× 済 (注8)

注1：店頭手続きの場合、購入と同時に申込みを行う場合は無料。それ以外は3,000円(税抜)。注2：2019年10月の改正電気通信事業法施行以前のメインブランドの主な料金プランの違約金は9,500円。改正法施行後の料金プランの違約金は上限1,000円。注3：webで手続きを行う場合、MNP予約番号の有効期限が一定程度あることが必要。注4：2021年3月から提供予定。注5：2017年7月以前発売の端末では、SIMロック解除手続きが必要。注6：解約をすると他の利用者が不利益を被る場合等は、webのみでの予約番号の発行は不可。注7：キャンペーンにより違約金支払い及び契約事務手数料は無料。※8：2021年3月まではキャンペーンにより無料。それ以降はキャンペーンによらず無料。

出典：各社HP

1. MNPガイドライン改正の主な内容（令和3年4月1日施行予定）

- ✓ **利用者負担料金等**
・利用者負担料金の額について、ウェブは無料、店頭・電話は1,000円以下の額に消費税を加えた額とすること。
- ✓ **ウェブにおける利用環境改善**
・ウェブにおけるMNPの受付時間は、原則として終日対応とすること。
- ✓ **引き止め行為の禁止**
・移転元事業者は、MNP利用の明確な意思表示をした利用者に対する一切の引き止め行為を行わないこと。

2. 事業者のMNP手数料の変化

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	楽天モバイル
改正MNPガイドライン 施行前 (令和3年3月31日まで)	3,000円 (店頭・電話・ウェブ)	3,000円 (店頭・電話・ウェブ)	3,000円 (店頭・電話・ウェブ)	3,000円(※) (電話・ウェブ)

改正MNPガイドライン で規定する手数料の額 (令和3年4月1日施行)	店頭・電話	ウェブ
	上限1,000円	0円

改正MNPガイドライン 施行後 (令和3年4月1日以降)	0円 (店頭・電話・ウェブ)	0円 (店頭・電話・ウェブ)	0円 (店頭・電話・ウェブ)	0円 (電話・ウェブ)
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------

(※) 令和2年11月以降無料としている。

- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を踏まえ、12月21日（月）に消費者の理解の一層の促進を図るための携帯電話ポータルサイト（暫定版）を構築。
- ポータルサイトでは、今の料金プランや利用実態を「確認」することを促した上で、自分に合った料金プランの選び方を紹介。
【トップページのイメージ】

【乗換えの手順】

STEP 1 今の料金プランやデータ使用量などを把握していますか？

- ✓ 各社の「マイページ」から毎月の請求額やその内訳、データ使用量などの利用実態を確認してみましょう。

STEP 2 自分に合った料金プランの選び方をご存じですか？

- ✓ 実際のデータ使用量が料金プランのギガ数と大きく違ったら見直しのサイン！
- ✓ 通話かけ放題は実際の通話時間を確認して要否を判断しましょう！

STEP 3 どんな選択肢があるかご存じですか？

- ✓ 今の携帯会社の中でも、使ったギガ数に応じた料金になるプランがあります！
- ✓ 「格安スマホ」と呼ばれるサービスも注意点を押さえれば安く便利に使えます！

STEP 4 プラン見直しや乗換の注意点をご存じですか？

- ✓ 契約内容によっては違約金が発生するので、タイミングが重要です！
- ✓ オプションの解約やセット割引が外れてしまうことなどの確認をお忘れなく！

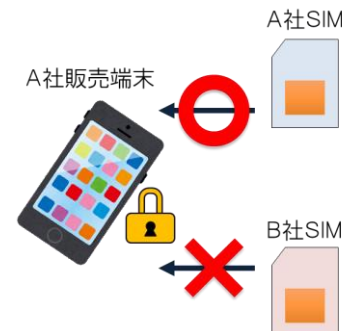
【乗換えを意識させるイラスト】

もしかして携帯料金、払いすぎ…？



【理解が難しい概念の模式図】

SIMロックのイメージ



この機会に確認しましょう！ あなたの携帯電話の契約 携帯電話ポータルサイト(暫定版)

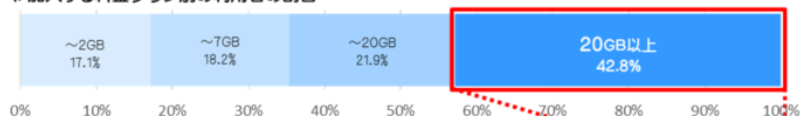
更新情報

20.12.22 暫定版ポータルサイト公開！

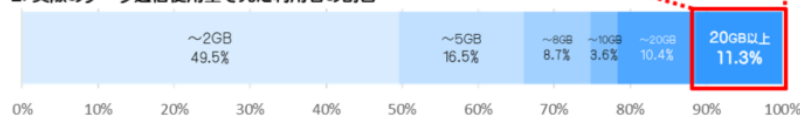
皆さん、自分にあった料金プランを選んでいますか？

実は、大手携帯会社4社のサービスを利用する方のうち、40%以上の方が月当たり20GB以上の料金プランを契約していますが、実際に20GB以上を使っている方は約10%しかいないんです。

1. 加入する料金プラン別の利用者の割合



2. 実際のデータ通信使用量で見た利用者の割合



※1: 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがあります。

※2: 1.と2.の利用者は同一人物とは限りません。また、移動型固定回線の料金プランの契約数を含まないため、契約数全体を表していません。

もしかしたら、このサイトをご覧の皆さんも、実は必要以上の料金プランに入っていたり、普段の利用目的より高性能・高額なスマートフォンを使っていたり、「もったいない」携帯料金の支払いをしていませんか？

この機会に、ご自身の支払っている通信料金の額や実際のデータ使用量を確認し、自分にぴったりなサービスをつかっているか確認しませんか？

- スマホの料金体系は複雑であり、自分のライフスタイルにあった事業者・プランを選択することが難しい。また、スマホの乗換の手続きは既存のサポートが十分でない場合もあり、特に高齢者等の場合、契約者本人がご自身で完了することが困難。
- 利用者に対し、**中立的な立場**で対面による相談を受け付けてサポートを行う「**スマホ乗換え相談所**」に関する**モデル事業**を行う。(令和2年度第三次補正予算 11.4億円の内数)
 - ✓ 国費によってモデル事業として実施し、運営主体やスタッフに求められる要件、課題について抽出。
 - ✓ モデル事業以降、ビジネスベースでの事業展開を目指すとともに、認定制度や資格制度等の必要性を検討。

<主な機能>

- ① 利用者のライフスタイルにあった事業者・プランの提案
- ② 乗換手続き等の契約サポート
- ③ 契約後のフォロー(SIMの差し替え等)

実現イメージ(案)



・利用者向けプランの相談
・契約時のサポート
・契約後のサポート等

**スマホ
乗換え相談所
(仮称)**

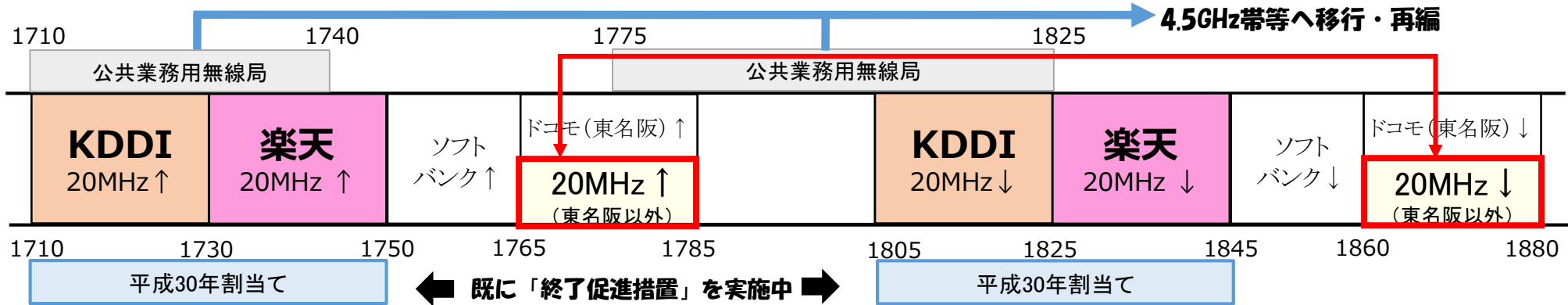
ex) 携帯販売代理店、中古ショップ、
小売店／量販店など



・各社のプランを利用者に提示

携帯電話
事業者

A社
B社
C社
D社
・
・
・



1. 地域への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム(5G)用周波数の追加割当てを実施する。(当面は、4Gの利用も可とする。)
2. 具体的には、1.7GHz帯(40MHz(20MHz×2))を1社(1グループ)に割り当てる(認定期間:7年)。令和3年度(2021年度)第1四半期に割当てを実施。
3. 既に1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた他の2社(KDDI・楽天モバイル)と共同で防衛省(公共業務用無線局)の移行費用(557億円)を負担する。
4. 当該周波数の割当てを受ける事業者は割当周波数の経済的価値を踏まえた「特定基地局開設料」(※1)を納付(標準的な金額(62億円/年)を著しく下回る金額:31億円/年)。(※1) 開設計画の申請時に自ら申請した額
5. 「アクション・プラン」(※2)の内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加。

(※2) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」
(令和2年10月27日総務省)

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準**（最低限の要件）に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査（競願時審査）**を実施。
⇒ 審査の結果、**評価点数の合計の高い者に割当てを実施。**

① 絶対審査（項目例）

1. エリア展開

- － 5 G基盤展開率が50%以上となる計画

2. 特定基地局開設料

- － 特定基地局開設料が標準額62億円の半額以上

3. サービス

- － 利用者の通信需要に応じ、低廉で、明瞭な満足できる料金設定を行う計画
- － アクション・プラン(※1)の内容を踏まえた取組計画

4. その他

- － 既存事業者へ事業譲渡しない 等

② 比較審査（項目例）

1. エリア展開

- － 5 G基盤展開率がより大きい
- － 特定基地局開設数がより多い

2. 特定基地局開設料

- － 特定基地局開設料の金額がより大きい

3. サービス

- － アクション・プラン(※1)の内容を踏まえた取組計画がより充実している
(例：SIMロック解除の対応、eSIM導入への取組)

4. 指定済周波数

- － 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない 等

周波数の割当て

※1 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（令和2年10月27日総務省）

各カテゴリ・審査項目の配点構成

- ✓ 各カテゴリごとの配点は最大24点とし、各カテゴリ内の各審査項目の配点の最大点は以下のとおり。
- ✓ 審査項目A(5G基盤展開率)については、地方への5G普及を進めるため、審査項目内の申請者間の順位に限らず申請数値に応じて得点を付与する「ポイント方式」によるものとし、カテゴリⅠ内の他の審査項目よりも重点的な評価を行うものとする。

カテゴリ	各カテゴリ内の審査項目		配点方式	カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア 展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	ポイント方式	24点	12点
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと	等分配点方式		6点
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと			6点
Ⅱ サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること (2023年度の適用されるデータ接続料がより低いこと)		24点	8点
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること (2021年度の販売端末に占める入荷～販売の間にSIMロックを施すものの割合が低いこと等)			8点
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること (2021年度の販売スマートフォン等に占めるeSIMが利用可能なものの割合がより高いこと)	8点		
Ⅲ 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと		24点	24点
Ⅳ 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと		24点	24点
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施					
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	等分配点方式	—	4点

※最高点を表記

経緯

- 昨年12月21日に開催された「競争ルールの検証に関するWG」第13回会合において、MNOの「廉価プラン」について、MVNOとの競争の関係上、接続料の適正性を含め、スタックテスト等で検証すべきなどの構成員発言があった。
- また、先月18日に(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会から、イコールフットINGの確保のための緊急措置の実施要望に関する「要望書」が提出された。
- それらを踏まえ、先月19日に開催された「接続料の算定等に関する研究会」第40回会合で、「携帯電話料金と接続料等の関係について」の検討を開始するとともに、同協会MVNO委員会から上記要望書を踏まえたヒアリングを実施。
- 今月8日に開催された同研究会第41回会合で、MN03社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)から試算による検証及びMVNO2社(IIJ、オプテージ)から原価構造等についてヒアリングを実施。この際、座長から、データ接続料の算定を行う際には「新料金プラン」といった競争環境の変化を踏まえた更なる精緻化をMN03社がしっかり行うよう、総務省に対して迅速な対応の求めがあった。
- それを受け、今月9日に、総務省がMN03社に対し、2021年度以降に適用されるデータ接続料の算定について、要請を実施。

MN03社への要請内容

2021年度以降に適用されるデータ接続料の算定について(要請)

今般、貴社が発表した新たな大容量の料金プラン(以下「廉価プラン」という。)については、家計負担の軽減につながるものであり、消費者を含めモバイル市場全体の活性化につながるものである。他方で、この「廉価プラン」の利用者料金水準は、多くのMVNOが提供するサービスの料金プランと接近するものとなっていることから、MVNOを含むモバイル市場の競争環境に重大な影響を与える可能性があり、接続料の適正性を確保することが、これまで以上に重要なものとなる。

データ接続料の算定については、現在、将来の合理的な予測に基づく将来原価方式を採用しているところ、適正性を確保するに当たっては、市場環境の変化を踏まえ、将来の原価や需要等について、より精緻な予測が求められる。

例えば、需要については、「廉価プラン」の導入を契機として、低容量プランの契約者が大容量プランにシフトするなど、全体として、データ利用に係る需要が大幅に増加することも想定される。また、原価についても、既存設備の活用や新たな技術開発等、効率化に向けた取組が進展していると認識している。

貴社におかれては、今年2月末までに届出がなされる予定となっている、2021年度以降に適用される予測接続料の算定に当たり、上記に例示した状況変化も含めた市場環境の見通しを適切に反映し、より一層精緻な予測に基づく算定を改めて行っていただくよう要請する。

(参考) データ接続料について

□ モバイルデータ通信接続料については、2020年度から、次のとおり、更なる適正性を確保。

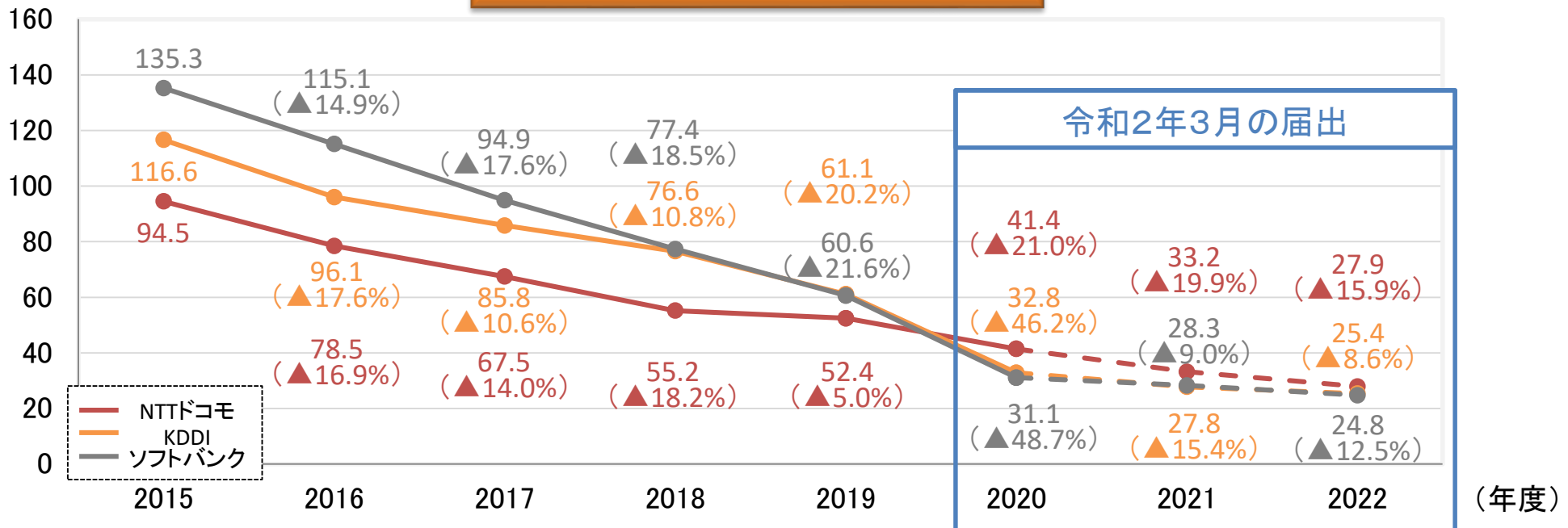
- ① 4Gサービスに加えて、5GサービスもMVNOにおいて利用可能となるよう算定
- ② グループ内MNO(UQ、WCP)の二種指定により、キャリアアグリゲーションサービスに係る接続料を算定
- ③ MVNOにおける予見性確保等のため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により3年分の接続料を算定

□ 5Gサービス、キャリアアグリゲーションに係る原価、需要等を含め、3年分の算定を要することとしたところ、モバイルデータ通信接続料は、2022年度には2019年度と比較して約半分に下がる見通し。

※ NTTドコモの場合、2019年度52.4万円→2022年度27.9万円。

(万円/10Mbps・月)

モバイルデータ通信接続料の見込み



※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。
括弧内は対前年度増減率。

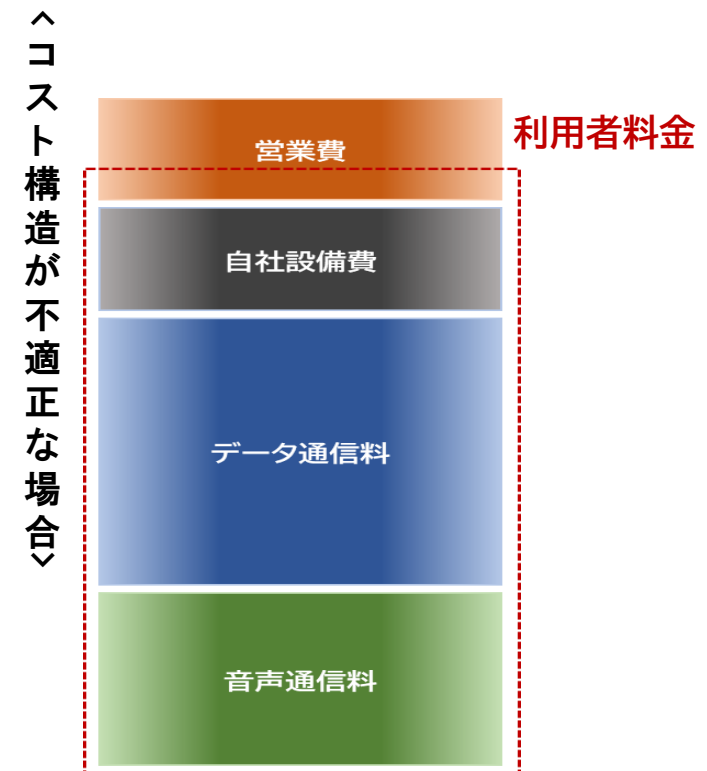
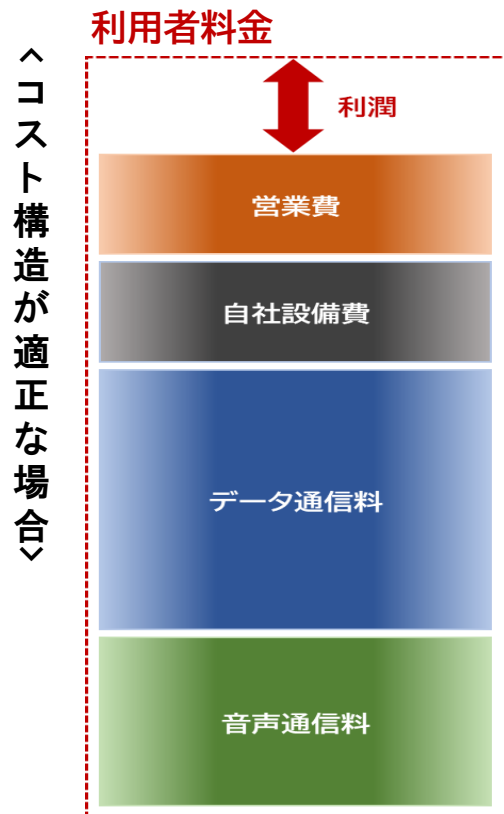
※ 接続料(2020年度以降)は、4Gと5Gを一体的に算定したもの。

(参考) モバイルデータ通信接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

- MN03社の「廉価プラン」の発表を踏まえ、先月18日に(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会がデータ接続料の引下げ等を内容とする「要望書」を総務省に提出
- この「要望書」等を踏まえ、先月19日に開催された「接続料の算定等に関する研究会」において、携帯電話料金と接続料等の関係について検証を開始するとともに、(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会から「要望書」を踏まえたヒアリングを実施
- 今後も、接続料の水準、検証の在り方等について検討を進めていく予定

【携帯料金のコスト構造について[イメージ]】



- 2020年10月以降、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクはそれぞれ**新たな大容量（20～25GB）の料金プランを発表。**
- 2021年1月、楽天モバイルは**新たな段階制月額料金の料金プランを発表。**

	NTTドコモ	KDDI		ソフトバンク		楽天モバイル
	ahamo	UQ mobile くりこしプランL	povo	Y!mobile シンプルL	LINEMO スマホプラン	Rakuten UN-LIMIT VI
開始時期 (2021年)	3月26日	2月1日	3月	2月18日	3月17日	4月1日
月間通信容量	20GB	25GB	20GB※1	25GB	20GB※2	無制限※3
容量超過後の 通信速度	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps	—
月額利用料	2,980円	3,480円	2,480円	3,780円	2,480円	～1GB：0円 1～3GB：980円 3～20GB：1,980円 20GB～：2,980円
音声	—※4 (1回5分以内 国内通話 かけ放題込み)	700円※5 (1回10分以内 国内通話 かけ放題オプション)	500円※6 (1回5分以内 国内通話 かけ放題オプション)	700円※7 (1回10分以内 国内通話 かけ放題オプション)	500円※6 (1回5分以内 国内通話 かけ放題オプション)	— (Rakuten Link利用時の 国内通話かけ放題)
受付チャネル	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ	店頭及びWeb
キャリアメール	利用不可	200円/月のオプションで 利用可能	利用不可	利用可能	利用不可	提供なし
額料金 (合計)	2,980円 (税込3,278円)	4,180円 (税込4,598円)	2,980円 (税込3,278円)	4,480円 (税込4,928円)	2,980円 (税込3,278円)	0円～2,980円 (税込0円～3,278円)

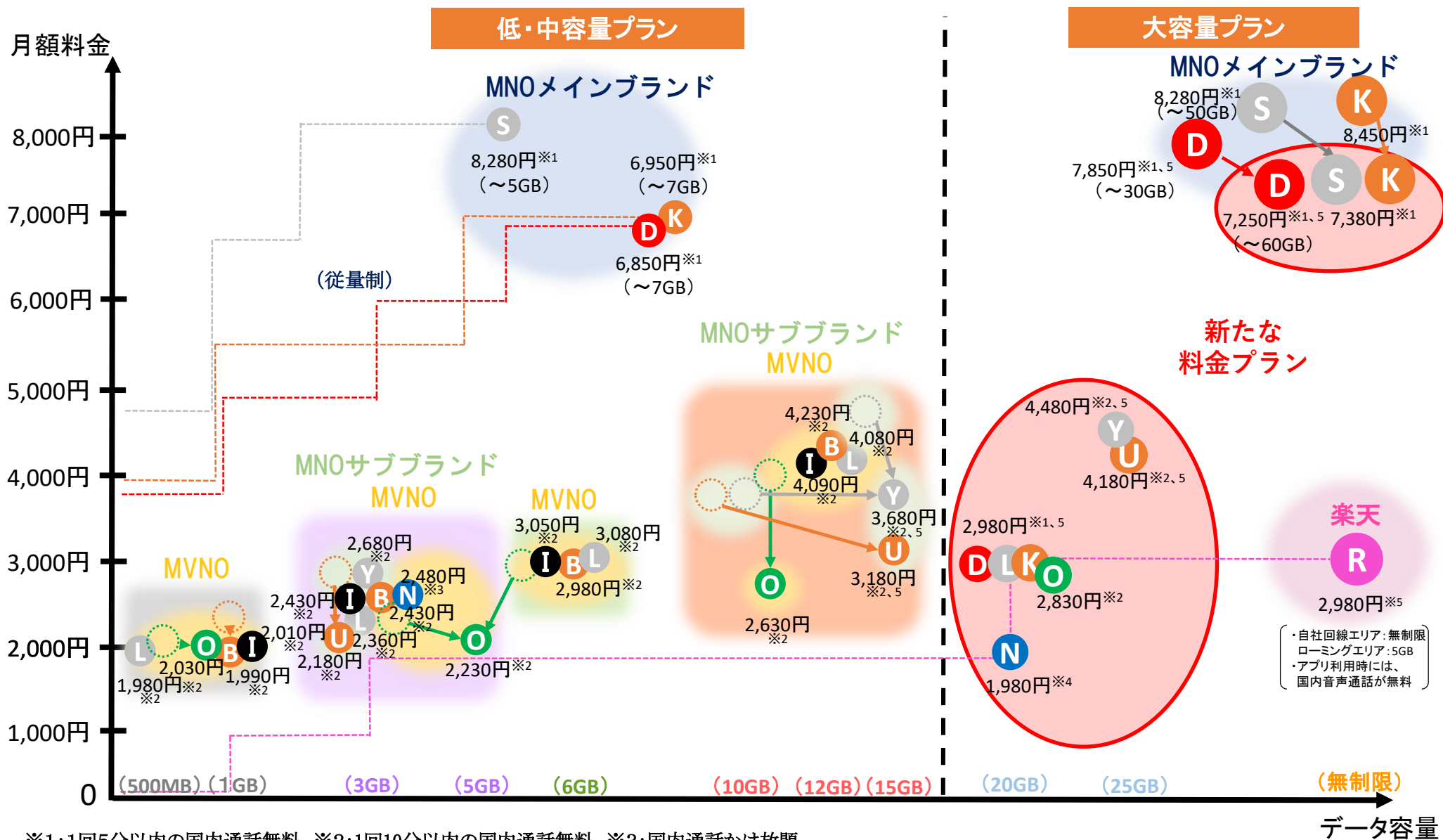
※1 200円/日で、データ使い放題となるオプションも提供。※2 LINEは通信容量の消費なく利用可能。

※3 楽天回線以外のローミングエリアでは、月間通信容量5GB(超過した場合、通信速度が1Mbpsに制限)。※4 1,000円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。(特に記載のない限り、価格は税抜。)

※5 500円/月で、国内通話60分/月が無料となるオプション、1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。

※6 1,500円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。※7 1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。

出典:各社HP



※1: 1回5分以内の国内通話無料。 ※2: 1回10分以内の国内通話無料。 ※3: 国内通話かけ放題。

※4: 国内通話月70分無料。NTTドコモの新料金プランのサービス開始日まで16GB。

※5: 月間データ利用量が契約容量を超過した場合の通信速度は、送受信時最大1Mbps。

(凡例) MVNO・MNOサブブランド
O: オプテージ I: IIJ L: LINEモバイル(ソフトバンク系列のMVNO)
B: ビッグローブ(KDDI系列のMVNO) N: 日本通信
Y: Y!mobile(ソフトバンクのサブブランド) U: UQ mobile(KDDIのサブブランド)